

松山市創業者支援給付金

申請要領

申請受付期間

令和2年7月3日（金）～令和3年3月15日（月）

※申請は、下記受付窓口か郵送による受付となります。

※提出された申請書・添付資料に不備等があった場合は、審査を中止し、訂正や再提出を求めることがあります。

※本給付金の申請は、1事業者につき1回限りとします。

※「松山市個人事業主等支援給付金」の給付を受けている事業者は、申請できません。

【受付窓口・問い合わせ先】

銀天街「きらりん」2階 松山市湊町4丁目7-15

TEL：080-7816-7280 080-8702-1344 080-8081-4732

松山市役所 地域経済課 松山市二番町4丁目7-2

TEL：089-948-6783

【郵送先】

〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2

松山市役所 地域経済課 中小企業支援担当 宛

目的

創業してまもない中小企業や個人事業主等は、経営基盤が脆弱であるにもかかわらず、満足な支援を受けていない者も存在しており、倒産や廃業と隣り合わせの状況となっている。

そこで、運転資金の少ない創業して3年以内の中小企業や個人事業主等に対して支援を行なうことで、事業継続を促し、安定経営につなげるほか、このような経済状況の中、創業しようとする中小企業や個人事業主等にも支援を行なうものである。

対象者

創業以降、松山市内に事務所機能のある営業所等を有している中小企業、または松山市内に住所を有している個人事業主等のうち下記のいずれかに該当する者。

- ① 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に松山市内で創業し、創業後3ヶ月以上事業を継続していることが確認されていて、今後も事業を継続する意思がある中小企業や個人事業主等。
- ② 平成29年10月1日から令和元年9月30日までの間に松山市内で創業した中小企業や個人事業主等で、創業から令和元年12月までの間の任意のひと月（コロナ禍の影響を受けていない月）と令和2年1月から6月までの間のひと月（コロナ禍の影響を受けた月）の売上を比較して、10%以上売上が下がっている中小企業や個人事業主等。

【対象外】

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等
- 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条第5項の「性風俗関連特殊営業」を行う事業者、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- 政治団体
- 宗教上の組織もしくは団体
- 法人税法別表第1に規定する公共法人
- 市税の滞納のある者
- 事業承継を受けた者
- その他市長が適当でないと判断する者

（本事業における中小企業とは）

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

給付額

10万円（定額）

申請方法

窓口申請または郵送申請

申請手続

(1) 提出方法

【受付窓口】

銀天街「きらりん」2階 松山市湊町4丁目7-15

TEL：080-7816-7280 080-8702-1344 080-8081-4732

松山市役所 地域経済課 松山市二番町4丁目7-2

TEL：089-948-6783

【郵送先】

〒790-8571

松山市二番町4丁目7-2 松山市役所 地域経済課 中小企業支援担当 宛

※封筒に朱書きで「創業者支援給付金申請書 在中」と記載してください。

(2) 受付期間

令和2年7月3日（金）から令和3年3月15日（月）まで

※郵送の場合は、令和3年3月15日消印のものまで有効

(3) 申請書類

(ア) 共通

①創業者支援給付金申請書（請求書）【様式第1号】

注意点

- ・氏名と申請額は訂正できません。新しい申請書をご用意ください。
- ・印鑑はきれいに押してください。不鮮明な場合、押し直し等をしていただくこととなります。
- ・スタンプ式のハンコ（シャチハタ等）は、使用しないでください。
- ・金額は、全て数字で記入してください。漢数字を使用していた場合、再提出となります。

②履歴事項全部証明書

- ・申請者が法人の場合のみ必要。
- ・オンラインで取得した証明書でも可。
※取得後3ヶ月以内のもの

③開業届

- ・申請者が個人事業主等の場合のみ必要。
※開業届を提出していない場合は、下記2点の書類を提出いただくことで代用可。
 - (1) 確定申告書（令和元年度）の写し、または市県民税申告書（令和2年度分）の写し
 - (2) 開業日が分かる資料【例：開業をお知らせするチラシ、広告など】

④市税の完納証明書

注意点

- ・非課税で完納証明書が発行されない場合は、「非課税証明書」と税情報を職員が確認することについて同意する「納付状況確認同意書」を提出してください。
- ・個人の場合の「完納証明書」と「非課税証明書」は、納税課（市役所本館2階）および各支所で発行できます。法人の場合は、納税課（市役所本館2階）のみでの取り扱いとなります。

⑤銀行等口座番号確認書【別紙】

注意点

- ・氏名、法人名の訂正はできません。新しい確認書をご用意ください。
- ・申請書と同じ印鑑をご使用ください。
- ・申請者名義の口座をご記入ください。

⑥暴力団排除に係る誓約書【別紙】

注意点

- ・申請書と同じ印鑑をご使用ください。

⑦その他市長が必要と認める書類

(イ)創業が令和元年10月1日から令和2年9月30日の場合

①事業継続の誓約書【別紙】

注意点

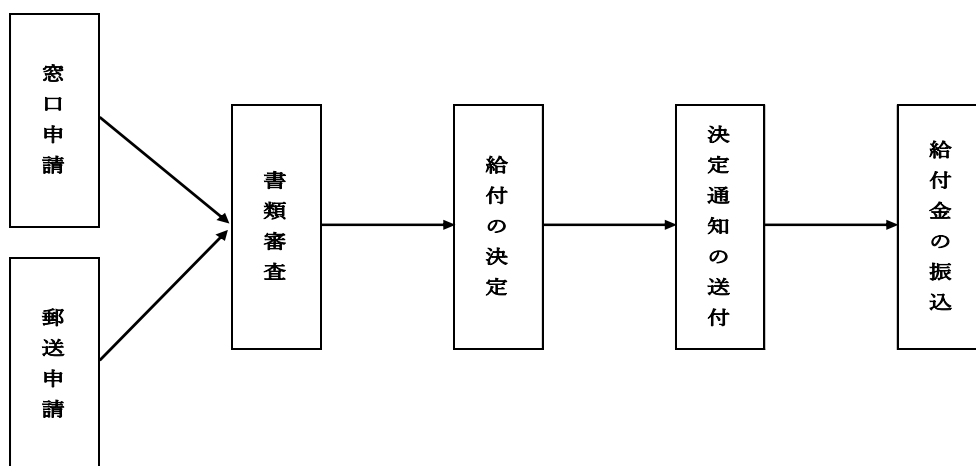
- ・申請書と同じ印鑑をご使用ください。

(ウ)創業が平成29年10月1日から令和元年9月30日の場合

| |
|--|
| ①計算書【別紙】 |
| 注意点 ・申請書と同じ印鑑をご使用ください。 |
| ②売上比較を行った月の売上台帳など（売上高がわかるもの） |
| ・売上台帳等の整備が出来ていない場合は、月々の売上が分かる帳簿等でも代用可。 |

※申請者の状況により、追加資料を求める場合があります。

(4) 受付後の流れ



その他

- 「松山市個人事業主等支援給付金」の支給があった方は申請できません。
- 申請書や添付資料に不備があった場合は、給付金の振込までに時間を要する場合があります。